

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等（農用地区域）を宅地等に転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年間を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。

やむを得ず、農用地区域内の農地等を利用して住宅を建築するなどの事業を行なわなければならない場合は、お早めに町農政課までご相談ください。

※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。

町では農業施策などを計画的に進めていくため「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更（除外・用途変更）申し出の受付期間は

10月1日(火)～10月31日(木)です。

※申し出の際は、事前に町農政課までご相談ください。

申し込み・問い合わせ ● 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908(内線2702)

住民生活課

印鑑登録証の交換はお済みですか

平成16年11月1日より、印鑑登録証が変更になっています。旧町村で作成された登録証では、印鑑登録証明書の交付を受けることができません。まだ交換がお済みでない方は、役場住民生活課窓口までお越しください。

印鑑登録証の交換手続きについて

必要なもの ● 旧千畑町または旧六郷町で発行された印鑑登録証、認印

印鑑登録をされた方で、印鑑証明書を使う見込みのない方は、印鑑登録廃止届出が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ ● 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1402、1407)

第3回養成講座は仙北市で開催

「水環境マイスター養成講座」の受講生を募集しています

地域の水環境保全活動のリーダーとなる人材の育成や、水環境学習機会の創出を目的として、「水環境マイスター養成講座」を開催しています。

第3回養成講座は、仙北市「玉川」および「田沢湖」での現地講座です。他の地域の特異な水質・水環境を知る機会として、ぜひご参加ください。

開催期日 ● 9月14日(土)

開催場所 ● 仙北市「玉川」「田沢湖」

テーマ ● 「特異な水質・水環境を学ぶ」

講師 ● 秋田大学工学資源学研究所

地球資源学専攻助教 網田 和宏 氏

申込方法 ● 電話で町住民生活課へお申し込みください。当日は町有バスで移動します。乗降場所は役場庁舎、保健センター、リリオスの3カ所です。お申し込みの際は、希望する乗降場所もお知らせください。

申込期限 ● 9月10日(火) ※期日厳守

【日程】

8:30 リリオス前駐車場 出発

8:45 保健センター駐車場 出発

9:00 役場前駐車場 出発

※各乗降場所とも、出発の10分前までに集合してください。

10:00 「田沢湖」現地講座

※現地の食堂等で各自昼食をとってください。

13:30 「玉川」現地講座

15:00 玉川 出発

17:00 役場前駐車場 到着

17:15 保健センター駐車場 到着

17:30 リリオス前駐車場 到着

申し込み・問い合わせ ●
町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

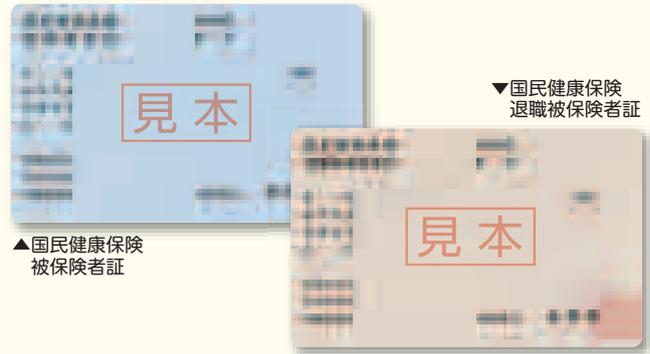
平成25年10月から国民健康保険の被保険者証が変わります

被保険者証は国民健康保険に加入している一人ひとりに1枚ずつ交付され、医療を受けるときの受診券となります。大切に取り扱いましょう。

新しい被保険者証は、世帯分をまとめて、世帯主あてに9月下旬に簡易書留でお送りします。**不在の場合は連絡票が配達されますので、内容を確認のうえお受け取りください。長期不在または長期入院等の場合は、9月10日(火)までに町福祉保健課医療保険班までご連絡ください。**

【被保険者証の有効期限について】

被保険者証の有効期限は平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間ですが、右記に該当する方は有効期限が短くなります。



■平成25年10月1日～平成26年9月30日までの間に75歳になる方

有効期限 ●75歳の誕生日の前日まで

※誕生日より、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

国民健康保険の届出は速やかに

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課医療保険班で手続きしてください。

国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場に請求してください)
- ・ 印鑑(認印可)

国民健康保険を脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 印鑑(認印可)

■加入の届出が遅れると

- ・ 被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の保険者証を使った場合は、国民健康保険が負担した医療費を返していただくことになります。

問い合わせ ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線1508・1509・1510)

操体法研修会を開催します

操体法は、肩こり、腰痛、膝の痛みなどに対し、体を「気持ちのよい方向に動かして痛みを軽くする」健康法です。体の痛みや不調にお悩みの方、体のゆがみを治したい方など、どなたでも参加できます。

日 時 ●9月9日(月)

午前10時～午前11時30分

会 場 ●美郷町保健センター

講 師 ●小崎順子氏(岩手県奥州市：小崎治療院)

テ ー マ ●「からだの悩みはからだのゆがみから」

申込方法 ●参加を希望される方は、下記までお申し込みください。

操体法同好会に入りませんか

今年度は下記の日程で開催します。途中からの入会も随時受け付けますので、お気軽にご参加ください。

平成25年	平成26年
9月9日(月)※研修会	1月20日(月)
10月21日(月)	2月17日(月)
11月18日(月)	3月17日(月)
12月16日(月)	

時 間 ●午前10時～午前11時30分

会 場 ●美郷町保健センター

問い合わせ ●町福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900